

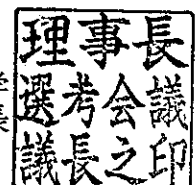
公 示

公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程（以下「選考規程」という。）
第5条の規定に基づき、理事長の選考について下記のとおり公示する。

- 1 選考を行う理由
現理事長の任期が令和8年3月31日をもって満了するため
- 2 選考基準
別紙1のとおり
- 3 次期理事長の任期
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- 4 選考日程及び選考方法
 - (1) 選考日程
別紙2のとおり
 - (2) 選考方法
選考規程の定めに従い選考を行う。
- 5 理事長候補適任者の推薦方法及び受付期間
 - (1) 推薦方法
選考規程第6条、第7条及び公立大学法人福島県立医科大学理事長選考規程施行細則第4条による。
なお、「理事長候補適任者推薦書」は、事務局総務課大学人事係に提出すること。
 - (2) 推薦の受付期間
令和7年10月22日（水）午前10時から
令和7年11月5日（水）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）
- 6 推薦資格者名簿兼意向投票の有資格者名簿の閲覧
 - (1) 閲覧期間
令和7年10月22日（水）午前10時から
令和7年10月28日（火）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）
 - (2) 閲覧場所
福島県立医科大学
光が丘キャンパス1号館3階事務局総務課
福島駅前キャンパス1階保健科学部事務室
会津医療センター2階事務局総務課

令和7年10月22日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長選考会議議長



(別紙1)

福島県立医科大学理事長選考基準

令和7年10月21日策定

福島県立医科大学は、「県民の保健・医療・福祉に貢献する倫理性豊かな医療人の教育・育成」、「最新かつ高度な医学、看護学及び保健科学の研究・創造」、「県民の生命と健康を守る基幹施設としての全人的・統合的な保健医療の提供」、そして東日本大震災及び原子力災害を受けて、「県民のこころと体の健康を長期に見守り、福島復興の中核となる」という使命を負っている。

これらの使命を担う本学の理事長として、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力のほか、以下の基準を満たす者を選出するものとする。

- 1 中期計画など本学が定めた目標の実現に向けて、経営及び教学運営等のビジョンを提示し、多様なステークホルダーと連携して本学の使命を果たしていく優れたリーダーシップと調整力を有すること。
- 2 予算、人事、組織等を戦略的・効果的に配分・配置しながら、法人を適正に運営していくマネジメント能力や、本学の教育研究成果を広く国内外に示し、存在感を高める発信力を有すること。
- 3 医療系総合大学として、各学部や大学院の特色をいかし、相互の連携を図りながら、高度な知識・技術と高い倫理性を備えた医療人を育成する意欲と指導力を有すること。
- 4 県をはじめとした様々な機関等と協力しながら、県内の医療提供体制確保への支援などにより、県民の保健・医療の向上を通して地域社会に貢献していく使命感を有すること。
- 5 東日本大震災及び原子力災害を経験した医療系総合大学として、福島の復興を医療面で牽引し、県民の健康を支える実行力を有すること。

(別紙2)

福島県立医科大学理事長選考日程

理事長候補適任者の推薦受付	令和7年10月22日(水) 午前10時から 令和7年11月5日(水) 午後5時まで (土曜日、日曜日及び休日を除く)
推薦資格者名簿兼意向投票の 有資格者名簿の閲覧	令和7年10月22日(水) 午前10時から 令和7年10月28日(火) 午後5時まで (土曜日、日曜日及び休日を除く)
理事長候補者の公示	令和7年11月中旬(予定)
所信表明書の閲覧・掲示	令和7年11月下旬(予定)
所信表明演説会の開催	令和7年11月下旬(予定)

(理事長候補者が1名又は2名の場合)

理事長候補者に対する面接	令和7年11月下旬(予定)
理事長予定者の決定	令和7年12月上旬(予定)

(理事長候補者が3名以上の場合)

意向投票の公示	令和7年11月下旬(予定)
意向投票、投票結果の公示	令和7年12月中旬(予定)
理事長候補者に対する面接	令和7年12月中旬(予定)
理事長予定者の決定	令和7年12月下旬(予定)

(参考)

理事長候補適任者の推薦に係る関係規定

○理事長選考規程（抜粋）

（理事長候補適任者の推薦）

第6条 第4条第2項の規定により、理事長の選考が開始されたときには、選考会議は、理事長候補者を選出するため、公立大学法人福島県立医科大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）及び公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に対して、理事長候補適任者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各3人以内の理事長候補適任者を順位を付さずに選考会議に対して推薦する。
- 3 前項に定めるもののほか、選考会議は、次条に定める者（以下「推薦資格者」という。）10人以上の連名により書面で推薦された者を、理事長候補適任者に加えることができる。
- 4 選考会議委員は、前項に規定する推薦人となることはできないものとする。

（推薦資格者）

第7条 前条第3項に規定する推薦資格者は、第5条の公示をした日現在において法人に在職する者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 役員（監事を除く。）
 - (2) 助手以上の専任教員
 - (3) 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定に基づき、給料の特別調整額を支給されている職員
 - (4) 附属病院及び会津医療センター附属病院の技師長、看護師長及び助産師長
 - (5) 事務局の主任主査及び係長
 - (6) 会津医療センター事務局の課長、主任主査及び係長
- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人福島県立医科大学寄附講座に関する規程第3条第3号に定める寄附講座職員（兼務として当該寄附講座に置かれる職員を除く。）、県派遣職員、准職員及び非常勤職員は、推薦資格者となることができない。

○理事長選考規程施行細則（抜粋）

（理事長候補適任者の推薦）

第4条 理事長候補適任者の推薦は、理事長候補適任者推薦書（様式第3号）により行う。

- 2 推薦の受付期間は、規程第5条の公示の日から起算して10日間（週休日、休日を除く。）とする。
- 3 推薦資格者は、理事長候補適任者を1名のみ推薦できるものとする。なお、推薦資格者が複数の理事長候補適任者を推薦した場合には、当該推薦行為を全て無効とし、当該推薦資格者は推薦資格を失うものとする。
- 4 選考会議は、提出された推薦書に不備がないことを確認のうえ、受理するものとする。
- 5 受付期間終了後に提出されたものは、受理しないものとする。
- 6 推薦書の取り消しは、受付期間中に限って認めるものとし、取消の申し出があった推薦書は返却するものとする。
- 7 推薦期間内に推薦が適正に行われた後で、意向投票日の前までに当該推薦資格者が退職した場合でも推薦書は有効として扱うものとする。